

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年3月8日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：26件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	気体廃棄物処理系排ガス再結合器入口水素濃度サンプル流量調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
2	1号機	第3給水加熱器（B）ドレンレベル調整弁の制御装置に動作不良が認められたため、当該制御装置を点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋1階の給水加熱器室の監視用テレビ装置において、映像不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	3号機	サービス建屋汚染検査所における搬出物品測定時、搬出基準汚染密度（4ベクレル/cm ² ）を超える物品が認められたため、当該物品を回収	D	
5	3号機	原子炉隔離時冷却系テストバイパス弁駆動部の下部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
6	4号機	直流250V原子炉建屋電源開閉器盤（A・B）の扉閉ロック機構の解除操作部に破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	高圧タービン第7段抽気系の第1給水加熱器（A）入口弁のグランド部からの漏えい温度高を示す警報が発生したため、当該弁グランド部を継続監視	C	
8	5号機	廃棄物地下貯蔵設備廃スラッジ貯蔵タンクのレベル記録計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該レベル記録計を点検・調整	D	
9	5号機	原子炉建屋地階のトラス室ドレンサンプポンプ（B）に汲み上げ動作不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
10	5号機	所内ボイラ（B）ドラムレベル計の下部接続ナット部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	6号機	低圧復水ポンプ（A）のメカニカルシール用冷却水の流量低下を示す警報が発生したため、原因調査及び対応検討	D	
12	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器用循環ポンプ（A）の基礎台ドレン受け部に油溜りが認められたため、当該部を点検・清掃	D	
13	6号機	原子炉建屋3階の北東階段脇のページング装置に拡声機能不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
14	6号機	原子炉再循環系ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（1分間に200cc程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	6号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（A）潤滑油冷却器用温度調節弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	6号機	高圧復水ポンプ（A）のメカニカルシール部より水のリーク（鉛筆1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	集中環境施設	除染設備用高圧水供給ポンプ駆動用電動機の点検において、プーリーとシャフトの間隙値に管理値外れが認められたため、対応検討	D	
18	集中環境施設	再生廃液濃縮設備（B）の中和用硫酸計量装置のレベル伝送器の調整用ツマミに調整動作不良が認められたため、当該伝送器を点検・修理	D	
19	集中環境施設	冷却水設備冷却水ポンプ（B）駆動用電動機の点検において、グリース排出管に腐食が認められたため、当該部を点検・補修	D	
20	集中環境施設	床ドレン濃縮器加熱蒸気減圧弁前弁のグランド部締付け用ボルトに固着が認められたため、当該ボルト取付部を点検・修理	D	
21	集中環境施設	再生廃液濃縮器（A）加熱蒸気減圧弁前弁のグランド部締付け用ボルトに固着が認められたため、当該ボルト取付部を点検・修理	D	
22	集中環境施設	雑固体廃棄物焼却炉（B）の雑固体投入ダンパに雑固体の噛み込みによる全閉動作不可が認められたため、当該ダンパを点検・修理	D	
23	集中環境施設	遠心薄膜乾燥機（B）の復水器用送風機（A）の運転中、当該乾燥機（B）の圧力高を示す警報が発生したため、当該乾燥機を点検・修理	D	
24	その他	使用後の放射線計測器の線源校正において、判定基準値外れが認められたため、当該計測器を点検・修理及び当該計測器による測定記録の再評価	D	
25	その他	水処理設備運転操作端末装置の点検において、データ等表示画面の照度低下が認められたため、当該操作端末を点検・修理	対象外	
26	その他	低レベル放射性廃棄物搬出検査設備の外観・線量当量率測定装置において、故障を示す警報の発生と同時に異常停止が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
欠番	その他	平成20年度防災訓練結果からの改善事項対応管理用リストの改善項目の一部において、未完了であるにも関わらず、完了済み扱いとした記載の不備がある旨、保安検査官より指摘を受けたため、対応検討	C	3月11日の再審議にて、同日審議分8番に統合して不適合管理する旨、確認され、欠番となった。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで